

一般財団法人日本ADR協会（以下、「当協会」と呼びます）は、「仲裁法等の改正に関する中間試案」（以下、「中間試案」と呼びます）に対し、以下の通り意見を述べます。

## 第2部2について

### 【意見】

乙2案に賛成する。ただし、認証紛争解決手続以外において成立した和解合意についても執行決定の対象に含めるものとするに強く反対するものではない。

なお、各ADR機関の自主性を尊重する観点から、当該ADR機関における和解合意が執行決定の対象となるかどうかについての当該ADR機関の判断を尊重するための方策についても、十分に検討をすべきである。

### 【理由】

1. 当協会では、2012年4月及び2018年4月に、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下、「ADR法」と呼ぶ）の改正に関する提言を法務大臣に対して提出しているが、両提言においては、いずれも、下記の通り、ADRにおける和解合意に対する執行力の付与を可能にすべき旨を提案していた（2012年提言7、2018年提言9）。

「ADRにおける和解合意に対して、当該認証ADR機関の選択により、裁判所の執行決定による執行力の付与を可能とすべきである。

執行力付与が可能なADR機関において、執行力を伴う条項を含む和解合意をする際には、当該条項に関して当事者が執行を受諾する旨の文言を要求することにより、強制執行の可能性についての当事者の意思を確認するものとするべきである。」

上記提言は、国内の認証ADR機関の手続において成立した和解合意について、裁判所の執行決定を経ることによって債務名義とする可能性を認めるべきであるとするものであり、その適用範囲の点で、中間試案第2部2の乙2案と一致するものである。

2. 上記各提言は、ADRにおいても、解決の内容によっては将来に履行の問題を残さざるを得ない場合もあり、そうした場合に強制執行の利用が容易に認められる司法型ADRとの比較において、認証ADRにおいて一律にそうした可能性を排除することは、利用者の視点からみれば後者の魅力を減殺するものであるとの評価もあり得ること、また、ADRの多様性を尊重する見地からは、強制執行の利用可能性を重視する当事者のニーズやそれが意味をもつ解決類型が一部であれ存在するのであれば、そうしたニーズに応える可能性は用意しておいてよい、という見方もあり得ることなどを背景として、各認証ADRの判断と当事者の意思を尊重しつつ、ADRにおける解決に対して強制執行の利用を容易にする途を開くことを提案したものである。

上記各提言の取りまとめに当たっては、2012年提言に際してADR関係者有志からなるワーキング・グループにおける検討を経たほか、2011年6月、2017年12月にアンケート調査を実施するなど、当協会内外のADR関係者の声を幅広く集約することを目指したが、

2011年6月のアンケートでは、41.9%の回答者が現在の認証制度の問題点として「執行力の付与など法的効果が不十分」という点を挙げており、また、2017年12月のアンケートでは、67.7%の回答者が提言に賛成していた。

3. 以上の通り、当協会の提言は、認証ADR機関を対象として想定しているものであり、その点で中間試案の乙2案と一致するが、この点は、提言において、執行力の問題が「認証ADRに対する法的効果の付与」として検討されたという経緯に由来する面もあり、弁護士会が運営する非認証のADRなど、認証ADR以外のADR機関における和解合意を一部執行決定の対象に含めることを当然に否定する趣旨までは含まれていない。そのため、認証ADRにおいて成立した和解合意に加え、一定の和解合意を執行決定の対象に含めることについては、必ずしも強く反対するものではない。

4. ADRにおける和解合意に対する執行力の付与を容易化することに対しては、当該ADR機関が目標とするADRの理念とは異なるとの理由からの反対論も述べられてきたところであり、各ADR機関の自主性とADRの多様性を尊重する観点からは、執行力付与の容易化を不要ないし有害と考えるADR機関については、その判断が尊重されることが望ましいといえる。当協会の提言において、各ADR機関による選択を認めるべきものとしているのは、そうした趣旨によるものである。中間試案については、そうした各ADR機関の選択について明示的な言及がされていないが、そうした選択を尊重するためにどのような方策が考えられるかについて、十分な検討が必要と考えられる。

## 第2部3について

### 【意見】

2に関して乙2案を採用する場合には、とりわけ国内事案については、①、②、③の各紛争についても、執行決定の対象とすることについて、引き続き検討すべきである。

### 【理由】

3において適用除外とされている①、②、③の紛争類型は、日本国内のADRにおける主要な紛争類型と言えるものであり、執行力に対するニーズも大きなものと考えられるが、これらが全て適用除外とされた場合、新たに導入される執行決定の制度が日本国内のADRにおいて利用可能となる場面は極めて限定されたものととどまることとなる。乙2案を前提として国内事案においては認証ADR等一定の範囲に限定して執行決定の制度の対象とする場合には、これらの紛争類型を対象に含めたとしても、濫用のおそれが大いとは言えないと考えられるから、これらについても対象とすることについて、引き続き検討すべきである。

なお、当協会の2012年、2018年の各提言においても、これらの紛争類型を除外すべきものとはしていない。

## 第2部4について

### 【意見】

当事者が民事執行の合意をした場合に限り執行決定の対象とすることについては賛成であるが、とりわけ国内事案の場合、合意の時期及び態様について、慎重に検討する必要がある。

**【理由】**

強制執行の可能性が当事者にとって不意打ちとなるような事態が生じることを防ぐためには、当事者の意思確認は和解合意の時点において行うことが最も慎重と考えられる。当協会の提言において、「執行力を伴う条項を含む和解合意をする際には、当該条項に関して当事者が執行を受諾する旨の文言を要求することにより、強制執行の可能性についての当事者の意思を確認するものとすべきである。」としているのは、このためである。国際性を有する和解合意の場合には、シンガポール条約との整合性の観点から、民事執行の合意の時期及び態様について限定を付することには問題があると考えられるが、とりわけ国内事案の場合においては、和解合意に執行受諾文言が含まれる必要がないか、必要がないとした場合、事前または事後の合意がどの範囲で認められるのか、合意について調停人が確認する必要がないかなどの点について、さらに慎重な検討の必要があるものと考えられる。